

15. その他分野

<p>その他(1)</p>	<p>独占禁止法第9条「一般集中規制」の見直し【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>独禁法第9条では、他の国内の会社の株式を所有することによる「事業支配力が過度に集中することとなる会社」の設立・転化が禁止されている。 「事業支配力が過度に集中することとなる会社」の具体的な考え方については、公取委によってガイドライン「事業支配力が過度に集中することとなる会社の考え方」が示されており、ガイドラインには、以下の通り事業支配力が過度に集中することとなる会社として禁止される3類型が挙げられている。 第1類型 会社グループの規模が大きく、かつ、相当数の主要な事業分野のそれぞれにおいて別々の大規模な会社を有する場合 第2類型 大規模金融会社と、金融又は金融と密接に関連する業務を営む会社以外の大規模な会社を有する場合 第3類型 相互に関連性のある相当数の主要な事業分野のそれぞれにおいて別々の有力な会社を有する場合</p>
<p>要望内容</p>	<p>①独禁法第9条の一般集中規制を廃止し、企業結合規制で対応すべきである。 ②やむを得ず存続する場合でも、少なくとも同ガイドラインについて、以下の項目を改正すべきである。 ア.「事業支配力が過度に集中することとならない会社」である「分社化の場合」の範囲を拡大すべきである。 イ.「主要な事業分野」については、原則として、日本標準産業分類3桁分類から2桁分類に変更すべきである。 ウ.第一類型の「総資産基準」(持株会社グループの総資産合計額15兆円、単体総資産額3,000億円を、大幅に引き上げるべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p><要望内容①について> 企業の経済活動がグローバル化し、市場規模が巨大化する中で、競争に対する個別具体的な弊害の有無を問うことなく、日本市場での規模のみに着目して、一律・外形的に規制を課す一般集中規制は、企業活動を不当に制限するだけであり、既に存在意義を失っている。また、このような規制は、政府が進めている構造改革の基本理念である「事前規制」型から「事後規制」型への移行に反するものである。したがって、一般集中規制は廃止し、必要があれば、企業結合規制によって個別具体的に対応すべきである。 <要望内容②について> ア.元々一つの会社を分社化し、細分化しているだけである以下のような場合については、他の資本関係のない会社を買収する場合とは異なり、独禁法上特段の問題はないことから、分社化と同様に例外とすべきである(分社化は議決権比率100%に限らなくてもよい)。 a. 100%分社化後、上場等により議決権比率が低下する場合(親会社の議決権比率が減少することから、独禁法9条の観点からはむしろ望ましい)。 b. (独禁法15条に抵触しない)合併等に伴い、議決権比率が低下する場合 イ.日本標準産業分類2桁分類が同一であれば実質的に同一の事業分野とみなせる場合が多いと考えられる。 また、3桁分類の場合、日本標準産業分類の改正がなされることにより、事業実体は何ら変更がないにもかかわらず、形式的には事業分野数が増加してしまうといった問題が生じる可能性が高い。 ウ.単体総資産の規模は業界ごとに異なり、業界で上位の会社ではなくても、「大規模な会社」となる場合があることから、単体総資産の基準(3,000億円)を引き上げるべきである。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>独占禁止法第9条</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>公正取引委員会</p>

<p>その他(2)</p>	<p>企業結合規制における届出制度の見直し【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>現行独占禁止法においては、親子会社或いは兄弟会社間の合併或いは営業譲渡などの企業結合以外については、小規模の物を除き公正取引委員会に対し該当行為に関する届出を該当行為期日の30日前までに行なう必要がある。</p>
<p>要望内容</p>	<p>親子会社、兄弟会社間の企業結合に限らず、直接的又は間接的に総議決権の過半数を有する会社やその経営を実質的に支配している会社(例えば、叔父甥会社間)、同会社間(例えば孫会社間)など、実質的に同一企業と認められる会社間の企業結合についても、届出の対象外とすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>企業結合審査に要する提出資料は膨大であり、届出側・審査側双方にとって煩雑な手続きとなっている。また、「競争状態に影響を及ぼすおそれが低い」との理由から、届出対象外の企業結合を親子会社間及び兄弟会社間に限定する必要はなく、実質的に競争制限となるおそれがない合併については、事前届出を不要とすべきである。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>独占禁止法第15条、第15条の2、第16条</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>公正取引委員会</p>

その他(3)	企業グループ内における有償での法務サービス提供の解禁
規制の現状	<p>弁護士法第72条は、弁護士資格のない者が、報酬を得る目的で他人の法律事務を取り扱うことを禁じている。同条によれば、親会社の法務担当者が子会社の法律事務を取り扱うことも禁止されていると解釈されている。</p> <p>この点については、2003年12月8日に示された法務省の見解によって、コピー代等の実費は報酬にあたらないこと、また、「法律事務」の要件について、いわゆる事件性必要説を採るべきとの方針が明らかにされ、企業グループ内における法務サービスの提供に一定の理解が示された。</p> <p>しかし、完全子会社であっても、法人格を別にする以上あくまでも「他人」であることが明確にされ、また、同見解によっても、子会社から報酬を得て具体的な紛争に関連した法務サービスを提供することは、依然として弁護士法第72条に抵触することになる。</p>
要望内容	<p>以下の3種類のサービスを有償で行うことができるよう、法を改正すべきである。</p> <p>①親会社の法務担当者による子会社または関連会社に対する法務サービスの提供 ②子会社または関連会社の法務担当者による親会社に対する法務サービスの提供 ③子会社または関連会社の法務担当者による他の子会社または関連会社(いわゆる兄弟会社)に対する法務サービスの提供</p>
要望理由	<p>近年、各企業は、経営資源の大幅な見直しを行い、経理、財務、総務、人事などの業務については、親会社あるいは専門の子会社が、有償で企業グループ内の各社にサービスを提供する体制を構築している。</p> <p>しかし、法務業務については、弁護士法の規定により、そのようなサービスの提供が禁止されている。</p> <p>経営資源の適切な集中によって企業経営の効率化を図るために、グループ内企業に対する有償での法務サービスを解禁すべきである。</p>
根拠法令等	弁護士法第72条、第77条第3号
制度の所管官庁及び担当課	法務省

<p>その他(4)</p>	<p>電子申請開始登記所から登記完了後に交付される書類の記載内容の改善【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>不動産登記法改正(2005年3月施行)により、登記申請の方法として、従来の「書面申請」に加え「電子申請」による方法が認められ、登記所ごとに法務大臣が指定した日からその運用が順次開始されている。</p> <p>電子申請を開始した登記所から登記完了後に交付される書類および記載内容は、申請方法の種別によらず、以下のとおりとなっている。</p> <p>①登記完了証 申請受付番号, 受付年月日, 登記の目的, 不動産の表示</p> <p>②登記識別情報通知書(表示登記・地役権設定登記に関しては交付されない) 不動産, 不動産番号, 受付年月日・受付番号, 登記の目的, 登記名義人, 登記識別情報</p>
<p>要望内容</p>	<p>電子申請を開始している登記所から登記完了後に交付される書類において、公簿地積, 権利設定登記における目的・範囲・乙区の順位番号が確認できるよう記載内容を改善するべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>不動産登記法改正前は、全て書面申請であり、登記完了後は登記所から登記済証が交付されていたことから、登記内容の確認が可能であったとともに、権利設定登記における乙区の順位番号も記載されていた。</p> <p>しかし、同法改正により電子申請を開始した登記所から登記完了後に交付される登記完了証および登記識別情報通知書では公簿地積等、登記内容の確認できない項目がある。</p> <p>特に権利設定登記における乙区の順位番号については、登記完了後に当該地の全部事項証明書等の交付を受けなければ確認できない状況にあり、全部事項証明書等の交付を受けるには手数料(全部事項証明書1筆1,000円, 登記事項要約書1筆500円)が必要となる。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>不動産登記法 不動産登記規則 不動産登記令</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>法務省</p>

その他(5)	民事訴訟手続における申立て等の全面的なオンライン化【一部新規】
規制の現状	<p>民事訴訟手続における申立て等のオンライン化の実施は、一部の申立て(期日の指定の申立て等9つ)、及び、一部の裁判所(札幌地方裁判所(本庁))に限定されている。またオンラインで申し立てたものであっても、その内容を書面(紙媒体)に出力することが義務付けられているほか、提出を要求される添付書類についても、書面での提出が求められている。</p>
要望内容	<p>民事訴訟手続における申立て等のオンライン化の対象を、全ての申立てに拡大し、訴状や準備書面等についてもオンラインによる提出を可能とすべきである。</p> <p>また、訴訟手続において発生する添付書類の電磁的記録による提出についても容認すべきである。</p> <p>なお、現在FAXを利用した申立ても併行して存在しているが、オンライン化の加速化と業務分散を回避するために、利用者の簡便性向上に配慮しつつ、申立て方法をオンライン申立てに一本化することを検討すべきである。</p>
要望理由	<p>司法制度改革(2001年審議会意見)を契機として、裁判迅速化、裁判員制度の導入、法曹人口の増加、司法支援センターの開設など、より身近で、素早く、公正な司法を目指す政策が進められているが、一層の迅速化、事務処理のコスト削減及び効率化、広く国民からの訴訟へのアクセスを可能とする観点から、さらなるオンライン化を進めるべきである。</p> <p>現在の対象範囲では、オンライン化に伴う便益が十分には享受されないばかりか、書面への出力による追加的コストや業務の煩雑さが発生している。</p>
根拠法令等	<p>民事訴訟法第132条の10(電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立て等の方式等に関する規則、及び、同規則施行細則) 民事訴訟規則第1条、第55条、第79-83条、第137条、第219条</p>
制度の所管官庁及び担当課	<p>最高裁判所 法務省民事局</p>

その他(6)	指定管理者制度に関する運用の改善
規制の現状	<p>指定管理者の指定の手続は条例で定めなければならないとされている。「地方自治の一部を改正する法律の公布について(通知)」(2003年7月17日 総行第87号)では、条例で規定すべき事項について、「指定の申請に当たっては、複数の申請者に事業計画書を提出させること」とされているが、実際の運用では、公募制が採用されていない事例や、公募は実施されたが情報公開が不十分であったり、選定委員会における選定プロセスの透明性が低い事例が散見される。</p>
要望内容	<p>指定管理者制度の運用改善を図るため、総務省は地方公共団体に対し以下の点を周知徹底するとともに、必要に応じて技術的助言を行うべきである。</p> <p>①原則として公募制を採用すべきであり、非公募の場合でも、指定された事業者が当該施設の指定管理者として最適である理由を公表すべきである。</p> <p>②公募にあたっては、十分な募集期間を確保すべきである(最低1ヵ月程度)。また、施設の概要や、人件費、施設管理運営費、事業収入等の経理に関する事項等について可能な限り具体的に公表すべきである。</p> <p>③選定委員会は、外部有識者を主体として構成すべきである。また、審議経過や評価結果を公表すべきである。</p> <p>④指定管理者による施設の管理・運営の評価方法を確立すべきである(利用者評価、外部評価等)。</p>
要望理由	<p>①多様な民間事業者に参加機会を与えるためには、公募制の採用が望ましい。</p> <p>②募集期間が短く、公表される情報が少ないと、事前に十分な検討が行えない。</p> <p>③選定プロセスの透明性を確保するため、選定委員会は外部の有識者を主体として構成すべきである。さらに、昨今の情報公開の流れを踏まえ、審査の透明性を高めていくべきである。</p> <p>④指定管理者による施設の管理・運営の評価を行うにあたっては、十分な評価手法が確立しているとはいいがたい。指定期間中のモニタリングや、指定の継続の判断にあたっては、指定管理者による施設の運営状況の評価が必要であり、利用者アンケートや評価委員会による外部評価等の手法を確立すべきである。</p> <p>「規制改革・民間開放推進3ヵ年計画(再改定)」(2006年3月31日閣議決定)では、2006年度中に「指定管理者の選定手続については、具体的な事例の把握など、選定等の実態把握を行い、その調査結果に基づき透明度の高い手続を行うよう、地方公共団体へ周知するとともに、必要な情報提供など選定プロセスの透明性を確保するための所要の措置を講ずる」とされているが、上記の点も含め、早期に具体的な措置を講ずるべきである。</p>
根拠法令等	<p>地方自治法第244条の2 地方自治法の一部を改正する法律の公布について(通知)(平成15年7月17日 総行第87号)</p>
制度の所管官庁及び担当課	<p>総務省自治行政局行政課</p>

<p>その他(7)</p>	<p>コンビニエンスストアの多機能コピー機を利用した住民票発行サービスの実施</p>
<p>規制の現状</p>	<p>2005年3月の総務省通達「住民票の写し等及び印鑑登録証明書に係る自動交付機の設置場所の選定にあたり考慮すべき事項及び安全対策について」により、公共施設以外においても住民票の写しの交付を申請できるが、設置する機器は一定のセキュリティ対策を講じた自動交付機、本人確認の方法は公的個人認証サービスが利用できる住民基本台帳カードに限られている。 2005年8月末時点で、自動交付機を設置した団体は76、住民基本台帳カードの発行枚数は約68万枚にとどまっている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>コンビニエンスストアの多機能コピー機による住民票発行サービスを実施できるようにすべきである。本人確認を行なう手段として、住民基本台帳カード以外に、本人特定の信頼度が高いカード(クレジットカードや今後ICカード化される運転免許証)を認めるべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>発行枚数が多いクレジットカード等を利用して、コンビニエンスストアの多機能コピー機から住民票を入手することができれば、住民の利便性が格段に向上する。また、既に備え付けてある多機能コピー機を住民票発行サービスに活用することにより、地方公共団体は、自動交付機の設置、窓口時間の延長、週末開庁等のコストを負担せずに済む。 なお、多機能コピー機とコンビニエンスストアのセンター間及びセンターと住基ネット間を専用回線で結ぶことにより、セキュリティが確保されたネットワークを構築できる。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>住民基本台帳法第3条、第36条の2 「住民票の写し等及び印鑑登録証明書に係る自動交付機の設置場所の選定にあたり考慮すべき事項及び安全対策等について」(平成17年3月28日 総行市第249号)</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>総務省自治行政区市町村課</p>

<p>その他(8)</p>	<p>固定資産税の課税における土地、家屋、償却資産の調査、 評価業務の民間開放【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>固定資産税の課税にあたり、固定資産評価員及び固定資産評価補助員が 実地調査を行って評価調書を作成し、これに基づいて市町村長が価額を決定 することになっている。これらの調査、評価業務において、一部の資料や各種 地図の作成及び業務アプリケーションの導入などについては民間事業者に委 託されているが、包括的な業務委託はなされていない。さらに、固定資産評価 員並びに固定資産評価補助員のほとんどは地方公務員が務めており、民間へ の開放が進んでいない。</p>
<p>要望内容</p>	<p>固定資産税の調査業務ならびに評価業務について包括的な民間委託を可 能とするとともに、固定資産評価員並びに固定資産評価補助員の選任にあ たり、積極的に民間人を登用すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>固定資産税の客体である土地、家屋、償却資産の調査、評価業務について は、建設コンサルタント等、民間には多方面にわたる専門家が存在している。 業務の民間開放を行うことで評価精度やアカウンタビリティの向上が期待され るだけでなく、アウトソーシングにより効率的な業務遂行が可能となる。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>地方税法第353条、第404条、第405条、第408条</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>総務省自治税務局固定資産税課</p>

<p>その他(9)</p>	<p>特定健康診査等の委託における複数年度契約の容認【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>地方公共団体の予算には単年度主義が採用されているため、原則として単年度契約しか結べない。複数年度契約を結ぶことができるのは、債務負担行為による場合や、電気、ガス若しくは水の供給等について長期継続契約を結ぶ場合に限定されている。</p> <p>2009年度から健康保険(医療保険)の運営主体に、40歳以上の加入者などへの生活習慣病向け健康診断(特定健康診査)と特定保健指導の実施が義務づけられる。保険者は、特定健康診査等について、健康保険法第63条第3項各号に掲げる病院又は診療所その他適当と認められるものに対し、その実施を委託することができることになるが、制度の詳細は今後定められる。</p>
<p>要望内容</p>	<p>特定健康診査等による医療費削減の効果を単年度で示すことは困難であることから、同一事業者が中長期的に事業に取り組めるよう、複数年度契約を認めるべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>医療費削減の効果は、複数年度にわたって同一事業者が特定健康診査等を実施した方が把握しやすいため、複数年度契約を認めるべきである。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>地方自治法第214条、第234条の3 高齢者の医療の確保に関する法律第28条 健康保険法第63条第3項各号</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>総務省自治行政局行政課 厚生労働省保険局国民健康保険課</p>

<p>その他(10)</p>	<p>海外への土産用電気製品に対する例外承認申請の撤廃</p>
<p>規制の現状</p>	<p>電気用品安全法では、特定の用途に使用される電気用品について、経済産業大臣の承認を受けた場合には、電気用品の技術基準への適合義務や表示義務等が免除される。海外への土産用電気用品についても同様の手続により例外承認を受けることが必要とされている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>海外への土産用電気用品に対する例外承認申請手続を不要とし、自己管理とすべきである。なお、早期に撤廃が困難な場合には、現行の例外承認申請で要求されている「製造、輸入又は販売を予定する数量」について、申請項目の対象外とするよう措置すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>海外への土産用電気用品は、IEC規格やUL規格等に基づき製品設計及び設計確認、量産品の管理が行われており、一般の輸出用品同様の安全性を有している。国内流通を防止する観点からも製造・輸入事業者の責任の下、適切な販売指導が行われており、事業者の自己管理に委ねても問題は生じない。また、欧米諸国においては、事業者にこうした承認申請を求めることは行われていない。</p> <p>海外への土産用電気用品の審査基準は、外国旅行者や外国人観光客のみやげ用モデル(ツーリストモデル)であって、外国の規格に適合しており、外国で使用することを前提に国内で販売される場合の3点が明示されているのみであり、審査の対象外である製造・輸入・販売予定の数量を求めることは過度な負担である。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>電気用品安全法第8条、第27条 電気用品安全法施行規則第10条、第18条 「電気用品安全法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について」 (2003年3月29日商第1号)</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>経済産業省商務情報政策局消費経済部製品安全課 原子力安全・保安院電力安全課</p>

その他(11)	再輸入される電気用品に係る手続の見直し【新規】
規制の現状	<p>国内で製造され、電気用品安全法に基づく対応を行ったACアダプターなどの電気用品を一度海外に出荷し、海外において当該電気用品を機器に同梱して国内に輸入する場合、輸入事業者は、再度、電気用品安全法に定める手続を履行しなければならない。</p> <p>こうした二重の手続を回避するため、例えば携帯電話を海外で生産する際に技術上の問題から国内で製造されたACアダプターを使わなければならないケースでは、当該部材以外の製品を仕掛品のまま国内へ持ち込み、再度、当該部材を同梱しなければならない。</p>
要望内容	<p>国内の製造事業者が電気用品安全法に定める義務を履行しPSEマークや製造事業者名を表示した再輸入品については、輸入事業者の責務を免除すべきである。</p>
要望理由	<p>国内で購入した電気用品を再輸入する際にも、再度、電気用品安全法に基づく手続が求められることは、同じ手続の反復である。経済産業省は、国内の製造事業者が予め輸入事業者名を表示することを認めているが、海外で製造される逆輸入品の流通ルートは多岐にわたっており、国内の製造段階で輸入事業者を特定して表示を付すことは実務上困難である。</p>
根拠法令等	電気用品安全法第10条
制度の所管官庁及び担当課	<p>経済産業省商務情報政策局消費経済部製品安全課 原子力安全・保安院電力安全課</p>

<p>その他(12)</p>	<p>機器と一体的に使用される直流電源装置の特定電気用品以外への移行</p>
<p>規制の現状</p>	<p>直流電源装置は特定電気用品に指定され、登録検査機関による適合性検査の対象となっている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>機器と一体的に使用される直流電源装置については、特定電気用品の指定を解除し、特定電気用品以外の電気用品(自己確認品目)に移行させるべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>機器と一体的に使用される直流電源装置は、機器から電源供給機能を抜き出したものであり、その安全性は直流電源装置を含めた機器全体で考えることが妥当である。直流電源装置と組み合わされて使用される機器の殆どは携帯用のオーディオ・ビデオ機器、電話機、情報機器等であり、特定電気用品以外の電気用品又は非対象製品であることから、直流電源装置のみを特定電気用品に指定する必要はなく、早期に特定電気用品以外の電気用品へ移行すべきである。</p> <p>直流電源装置が単体で流通しているという実態を踏まえ、特定電気用品以外の電気用品へ移行させることは困難であるとの指摘もある。しかし、直流電源装置のみでは用をなさず、製造事業者が想定する機器以外と偶然に接続する装置を使用した場合には安全性の確保が難しいので、直流電源装置そのものだけを適合性検査の対象としても安全性の確保を担保することにはつながらない。</p> <p>諸外国の事例をみても、直流電源装置の危険度や障害の発生等に着目して特別の要求を課しているケースはなく、オーディオ・ビデオ機器と同じ技術基準を用いていることから同様の取扱とすべきである。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>電気用品安全法第2条 電気用品安全法施行令第1条の2</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>経済産業省商務情報政策局消費経済部製品安全課 原子力安全・保安院電力安全課</p>

その他(13)	製品に同梱するACアダプターにかかる輸入事業者表示義務の撤廃【新規】
規制の現状	電気用品安全法第8条に規定する技術基準の適合義務を果たした場合には、当該電気用品に製造事業者名あるいは輸入事業者名を表示しなければならない。
要望内容	電気製品に同梱するACアダプターに限っては、輸入事業者の表示義務を免除すべきである。特に携帯電話については、早期に措置すべきである。
要望理由	<p>経済のグローバル化に伴い、電気製品の製造拠点や同梱ACアダプターの製造事業者、製造拠点が国内外を含めて多様化しており、同一型式のACアダプターを同梱するモデルにおいても商流・物流径路が複雑化してきている。こうした中、海外製品については、輸入事業者名の表示義務が課せられているため、同一型式のACアダプターでありながら、輸入事業者が異なる場合は、複数のラベルを作成せざるを得ず、製造事業者の負担が増している。</p> <p>機器と一体で使用されかつ汎用性のない同梱ACアダプターについては、こうした表示義務を免除し、製造事業者の負担軽減を図るべきである。</p>
根拠法令等	電気用品安全法第10条
制度の所管官庁及び担当課	経済産業省商務情報政策局消費経済部製品安全課 原子力安全・保安院電力安全課

<p>その他(14)</p>	<p>電気用品にかかる型式区分の撤廃</p>
<p>規制の現状</p>	<p>電気用品取締法では甲種電気用品のみに規定されていた型式区分が、電気用品安全法では全ての電気用品に対して適用されている。この型式区分については、2004年8月に簡素化されたものの依然として存置されており、国際的に見ても他に例を見ない特異な届出の区分が存在している。</p>
<p>要望内容</p>	<p>電気用品の型式区分に関する規定を撤廃すべきである。 電気用品の製造、輸入に係る業の届出は電気用品の区分にすべきである。 技術基準の適合確認、検査記録の保存、表示禁止命令の発動単位は製造事業者による機種名(モデル)単位とすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>電気用品の製造や流通については、実務上、事業者自らが設定し製品に表示された機種名によって管理されているが、当該規制によって機種名とは別に型式区分による管理が求められている。 型式区分は国に対する届出の最小単位となるとともに、販売後における表示禁止命令の発動単位となるものであるが、同一型式区分の中には、異なる電気回路を有する製品が存在することや、同じ安全性能であっても型式区分が異なるものが存在するなど、実態に即したものとなっていない。また、仮に事故が発生した際の公告時において、製品に表示されている機種名は公表されるが、型式の区分は使用されていない。さらに型式区分は海外に例がないことから非関税障壁と見なされるおそれもある。 経済産業省は2006年3月20日付の「電気用品安全法第3条第2号の事項に係る届出について」において、製造業に属する事業を主たる事業として営む者以外の者が事業の届出を行う際、特定電気用品以外の電気用品に係る電気用品の区分及び電気用品の型式の区分として『全ての電気用品の区分について全ての電気用品の型式区分』と記載することで足りるとした。 また、2006年3月22日付の「中古販売事業者等が電気用品安全法に基づき行う自主検査記録の取扱いについて」では、特定電気用品以外の電気用品は型式区分を廃した検査記録の保存を認めていることから、早期に型式区分の撤廃に向けた検討を行うべきである。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>電気用品安全法第3条2号 「電気用品安全法第3条第2号の事項に係る届出について」(2006年3月20日) 「中古販売事業者等が電気用品安全法に基づき行う自主検査記録の取扱いについて」(2006年3月22日)</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>経済産業省商務情報政策局消費経済部製品安全課 原子力安全・保安院電力安全課</p>

<p>その他(15)</p>	<p>電気用品安全法にかかる対象・非対象の判断基準の明確化</p>
<p>規制の現状</p>	<p>電気用品安全法の規制対象となる電気用品の品目とその解釈については、電気用品安全法施行規則やHP上で公表されているが、記述内容に抽象的な表現があることや、製品が多種多様化していることから、同法の対象となるか否かについて判断が付きにくい。実際に市場に流通している同じような機器であっても、販売形態、使用用途、時期等によって、法の対象、非対象が混在している。</p>
<p>要望内容</p>	<p>電気用品安全法にかかる対象・非対象の判断基準については、現行のポジティブリスト方式からネガティブリスト方式への移行を図るべきである。 仮にネガティブリスト化が困難な場合については、少なくとも製品の特性(電圧や使用場所等)を踏まえた客観的な規準で対象・非対象が判別できる環境を早急に整備すべきである。 また、こうした規準を設定する際には、解釈通達を発出するなど、広く事業者にも周知するべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>急激な技術革新の進展や消費者ニーズの多様化に伴い、電気用品安全法の対象となるAVカテゴリーと対象外となるITカテゴリーの融合が進んでおり、現行の法令による電気用品名の区分による判定が難しくなっている。 また、現状の解釈については、単なるHP上における情報提供にとどまっているが、法令順守に関わる運用基準を示す際には、行政運営の透明性向上の観点からも解釈通達を発出すべきである。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>電気用品安全法第2条</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>経済産業省商務情報政策局消費経済部製品安全課 原子力安全・保安院電力安全課</p>

<p>その他(16)</p>	<p>電気用品の技術適合検査項目にかかる自主管理の導入</p>
<p>規制の現状</p>	<p>電気用品安全法により届出事業者は、電気用品の技術基準への適合性を確認するため、経済産業省令で定めるところにより、その製造又は輸入に係る電気用品について、自主検査を行い、その検査記録を作成し、検査の日から3年間、これを保存しなければならない。</p>
<p>要望内容</p>	<p>電気用品に関する自主検査の項目、内容、時期・頻度については、届出事業者の自主的判断に委ねるべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>省令では、「外観」、「絶縁耐力」、「通電検査」について検査を行い、その記録を作成・保存することが義務付けられている。しかし、量産品における技術基準の適合性を確認・保証するためには、当該項目のみの検査では十分とはいええず、実際には「破壊検査」等の検査を行うことにより、製品の安全性を担保している。</p> <p>また、適合性の保証は、品質保証体制や製造体制によっても大きく異なるため、検査項目やその内容、検査の時期・頻度については、届出事業者の自主性に任せるべきである。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>電気用品安全法第8条第2項 電気用品安全法施行規則第11条</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>経済産業省商務情報政策局消費経済部製品安全課 原子力安全・保安院電力安全課</p>

<p>その他(17)</p>	<p>電気用品安全法に関する技術基準の判断基準の明確化【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>電気用品技術基準にかかる判断基準や技術的解釈は、経済産業省が行うこととされているが、その内容は、広く一般に公表されていない。</p>
<p>要望内容</p>	<p>技術基準の判断基準や技術的解釈を定めた上で公表すべきである。特に技術基準の2項にかかる解釈については、早期に公表を行うべきである。また、新たに判断基準や解釈を定める場合には、パブリックコメント手続を実施し、広く一般からの意見を求めるべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>技術基準2項と整合性のあるIEC基準に則って運営されているCBスキーム(加盟国の認証機関同士がIEC規格に基づいた試験データを相互に受け入れる国際的な相互認証制度)については、CLT(Committee of Testing Laboratories)ディシジョンという解釈集が公表されている。例えば、IEC-60065(オーディオ、ビデオ及び類似の電子機器の安全要求事項)では20以上の解釈が、IEC-60950(情報処理機器の安全性要求事項)では50以上の解釈が公表されるなど、各試験所で自主的な運用がなされている。一方で、わが国の技術基準については、こうした解釈集が存在しないため、事業者は必要に応じてその都度、経済産業省に確認しなければならない。 また、製造事業者は自己責任に基づき自主検査を行っていることから、技術基準の判断基準やその解釈を定める際には、事業者の意見を踏まえる必要がある。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>電気用品安全法第8条第1項 電気用品の技術上の基準を定める省令</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>経済産業省商務情報政策局消費経済部製品安全課 原子力安全・保安院電力安全課</p>

<p>その他(18)</p>	<p>公共工事にかかる地域要件設定の運用改善</p>
<p>規制の現状</p>	<p>公共工事の入札参加資格については、地元の中小事業者を優先する政策目的などから、発注者の行政区域内に主たる事業所(本社)あるいは営業所を置いていることや、過去の工事受注実績等を入札参加資格としたり、入札招請者の指名にあたり考慮するなど地域要件の設定が広く行われている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>公共工事の入札参加資格にかかわる地域要件の設定については、入札参加者を過度に制限することがないように、運用の改善を図るべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>過度の地域要件の設定により、地元事業者でない(あるいは受注実績がない)という理由のみで、高い技術力やコスト競争力を有する他の地域の事業者(あるいは他の地域で同種工事の実績を有する事業者)が入札に参加できなくなっている。こうした運用を是正することにより、公共工事の分野における技術力やコストに着目した健全な企業間競争が実現され、国等や地方公共団体は低廉で質の高い社会資本の整備等が可能となる。</p> <p>「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」(2006年3月31日閣議決定)においては「過度に競争性を低下させる運用とならないよう、今後、国において、地方公共団体における地域要件の設定の在り方について基本的な考え方を検討し、その結果を地方公共団体に周知する。また、地域要件設定の理由の公表については、早急に実施するよう要請する」とされているが、実際には運用の改善が図られていない。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>地方自治法第234条 地方自治法施行令第167条の4、第167条の5、第167条の5の2、第167条の11</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>総務省自治行政局自治政策課</p>

<p>その他(19)</p>	<p>公共工事等のコスト削減に向けた官公需法等の見直し</p>
<p>規制の現状</p>	<p>官公需法第4条に基づき、国は、毎年度、国等の契約に関し、中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針を作成し、閣議決定している。中小企業者向け契約目標比率は、官公需施策発足当時(1966年度)の27%弱から、2005年度には46.7%に上昇しており、契約目標額は約4兆3441億円となっている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>VFM(バリュー・フォー・マネー)の観点から、中小企業者向け契約目標比率を段階的に適正化すべきである。中でも、直接的な請負(納品)業者に対象を限定している契約目標額・目標比率の算定基準を見直し、2次以下の請負業者の受注実績も対象に加えるべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>中小企業者の受注機会の増大を図るための措置として広く行われている分離・分割発注は、公共工事等のコストアップと非効率性(工期の長期化等)を助長するおそれが強い。分離・分割発注の是正により、中小建設業者は、大手建設業者の下で比較的難易度の高い工事を下請施工して技術力を向上させることができ、国や地方公共団体は低廉で質の高い社会資本の整備が可能になる。</p> <p>「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」(2006年3月31日閣議決定)においては、「中小企業政策審議会基本政策部会・中小企業経営支援分科会取引部会中間とりまとめ～今後の官公需施策の在り方について～」(2004年6月17日)を取りまとめ、結論を得たとされている。</p> <p>しかし、「中間とりまとめ」は課題を提起したに過ぎないため、官公需契約種別(物件、工事、役務)について具体的な改善方策を検討し、公共工事の非効率性を改善する観点から中小企業者向けの官公需契約の目標額を再考すべきである。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律 中小企業者に関する国等の契約の方針</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>経済産業省中小企業庁事業環境部取引課</p>

<p>その他(20)</p>	<p>化審法と労働安全衛生法における新規化学物質に関する重複届出の簡素化【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>化審法において、新規化学物質を製造し、又は輸入しようとする者は、新規化学物質の名称等を経済産業省に届け出ることが義務づけられている。その際、人の健康を損なうおそれ(有害性)があるものについては、変異原性試験や、がん原性試験等を実施することとされている。</p> <p>労働安全衛生法では、新規化学物質を製造し、輸入しようとする者は、有害性の調査の結果を厚生労働省に届け出ることが義務づけられている。有害性の調査では、変異原性試験、化学物質のがん原性に関し変異原性試験と同等以上の知見を得ることができる試験又はがん原性試験のうちいずれかの試験を行うこととされている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>新規化学物質に関する変異原性試験とがん原性試験の結果について、化審法に基づいて届出をした場合は、労働安全衛生法の届出を不要とすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>新規化学物質に関する変異原性試験とがん原性試験の結果について、化審法に基づく届出と労働安全衛生法に基づく届出の内容は同一であるため、届出業務の簡素化により事業者の負担を軽減することができる。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第4条第2項 新規化学物質に係る試験並びに第1種監視化学物質及び第2種監視化学物質に係る有害性の調査の項目等を定める省令第2条第3項 労働安全衛生法第57条の3 労働安全衛生規則第34条の3</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>経済産業省製造産業局化学物質管理課 厚生労働省医薬食品局審査管理課、労働基準局安全衛生部化学物質対策課</p>

<p>その他(21)</p>	<p>化審法における不純物規制の見直し【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>不純物として含まれる化合物については、その含有割合が1重量%以上の場合は、当該化合物は新規化学物質として取り扱われる。</p>
<p>要望内容</p>	<p>不純物が新規化学物質として取り扱われるようになる含有割合(1重量%)を、労働安全衛生法の運用上の含有割合である10重量%へ引き上げるべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>不純物を1重量%以上含んだ化合物が新規化学物質と扱われると、不純物全てについて衛生性試験を行うことになるが、個々の物質ではなく、実際に流通する化合物の全体をチェックすることで安全性を担保できる。 また、衛生性試験では8~9種類の試験を行う必要があり、1つの新規化学物質あたり最大2000万円程度の費用と、7~8か月程度の期間がかかり、事業者には負担が生じている。 この点、労働安全衛生法では、不純物の含有割合を10重量%以上として運用することで新規化学物質の安全性が担保されており、見直しにあたり参考とすべきである。 なお、諸外国(米国、EU、カナダ等)では不純物に関する届出は不要とされており、衛生性試験により化学物質の製造販売時期が遅れると、国際競争の観点から不利である。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第3条、第4条 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について(2004年3月25日 薬食発第0325001号、2004年3月19日第3号、環保企発第040325001) 有害性情報の報告に関する運用について(2004年3月25日 薬食発第0325002号、2004年3月19日製局第5号、環保企発第040325003)</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>経済産業省製造産業局化学物質管理課 厚生労働省医薬食品局審査管理課 環境省総合環境政策局環境保健部企画課化学物質審査室</p>

<p>その他(22)</p>	<p>屋外広告物の定義に関する運用の改善【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>屋外広告物とは、「常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの」と規定され、その設置にあたっては、都道府県知事等に対し許可の申請を行い、許可手数料を納付することとされている。しかし、地方公共団体によっては、屋外広告物の定義を拡大解釈する運用が見られ、事業者の負担が増加しているケースがある。</p>
<p>要望内容</p>	<p>地方公共団体が屋外広告物の認定をする際には、過度に対象範囲を広げることのないよう、運用の適正化を図るべきである。具体的には、①法令の規定により表示または設置するものや、文字の表示がないもの(カラーフィルム、塗装等)、②工業専用地域内における社名広告物のうち一定の基準を満たすもの、については許可申請の適用除外とすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>①ロードサイドビジネスにおける多くの表示が屋外広告物と判断されており、地方公共団体による指導を受けたり、納付金を払うことが義務づけられている。例えば、ロードサイドビジネスの代表例であるガソリンスタンドでは、サインポールのセルフ表示やプライスサイン、キャノピーのセルフ表示や幕板ブランドカラー、防火塀、フィールドサイン等が屋外広告物に該当すると判断されている。しかし、セルフ表示など、消防法により表示が義務付けられているものは屋外広告物には該当しないと解される。また、文字の表示がない単なるカラーフィルムや塗装部分は広告物ではなく、景観に与える影響も小さいことから、屋外広告物として認定すべきではない。</p> <p>②工業専用地帯の工場内に設置する社名広告物は、社名により目印を表示することが目的であり、環境美化にも反するものではなく、工業専用地帯以外と同様の規制をかけるのは妥当でない。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>屋外広告物法第2条第1項 地方公共団体の屋外広告物条例等</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>国土交通省都市・地域整備局公園緑地課 各地方公共団体</p>

その他(23)	<p style="text-align: center;">信書(特にダイレクトメール)規制の見直し【新規】</p>
規制の現状	<p>信書とは、郵便法第5条第2項において、「特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、または事実を通知する文書をいう」と規定されている。さらに、信書に該当する文書に関する指針において、ダイレクトメールは、街頭配布や新聞折込を前提とするチラシ、店頭配布を前提とするパンフレットやリーフレットを除き、信書に該当するとされている。</p>
要望内容	<p>独占範囲(リザーブエリア)の定義について信書／非信書の別で規定するのではなく、重量や価格などの客観的基準を用いて対象範囲の明確化を図るべきである。</p> <p>リザーブエリアの客観的基準として、「重量50g未満または基本書状料金の2.5倍未満」を独占範囲とし、それ以外については民間事業者の参入を認めることが考えられる。</p>
要望理由	<p>信書に該当する文書に関する指針において、信書／非信書の区別が例示されているが、外形的基準ではないため、信書か否かの判断に困ることがある。企業ではその場合、コスト面で優位なメール便を利用したいところ、コンプライアンスを確保する観点から(仮に非信書と判断した書状が信書だった場合のリスクを考慮して)、郵便を用いて配送せざるを得ず、無駄なコスト増を強いられている。</p> <p>一方で、Eメールなどの電子的媒体を用いて、信書にカテゴリ化される文書を送信する場合には信書便規制の対象外となり自由に送達が可能である。同じ文書を送達するにも関わらず、送達の手段の差異によって、片方にだけ過度な規制が課されることは不合理であり、制度としての整合性があるとはいえない。</p> <p>信書の概念で参入規制を課しているのは主要国では日本のみである。国際的な整合性を確保する観点から、欧米諸国と同様に、「書状: letter」全体を規律の対象とした上で、リザーブエリアの類型として、EU型の客観的で明確な基準を用いる制度が望ましい。</p>
根拠法令等	<p>郵便法第5条 民間事業者による信書の送達に関する法律第2条、第3条 信書に該当する文書に関する指針(ガイドライン)(総務省告示 2003年4月1日)</p>
制度の所管官庁及び担当課	<p>総務省郵政行政局</p>

その他(24)	<p style="text-align: center;">公益性が高いとされる都市計画事業区域内における 国有財産の処分方法の改善【新規】</p>
規制の現状	<p>「財務省所管一般会計所属普通財産の管理及び処分を行う場合において指名競争に付し又は随意契約によることについての財務大臣との包括協議について」通達により、都市計画法(第4条第15項)に規定する都市計画事業の用に供する場合については、国有財産を指名競争入札ではなく随意契約により直接公共団体又は事業者売り払い、貸し付け又は信託することができることとされている。しかし、その要件が明確でないため、実際には適用が難しいものとなっている。</p>
要望内容	<p>公益性の高い都市計画事業の促進を図るため、随意契約することができる基準を明確化したうえで、明文化し公表すべきである。</p>
要望理由	<p>国の財政状態の改善に向けて国有地等の売却が進められようとする中で、防災・景観等、まちづくりの観点から一体的な開発・整備が求められる都市計画事業区域内の国有財産の処分について、他の区域と同様に指名競争入札に付されることにより、土地価格高騰や転売目的の業者の参入によるスケジュール遅延が発生する等、一体的なまちづくりが阻害されるおそれが生じる。</p> <p>まちづくりの機運が高まっている都市計画事業区域内等、優良なまちづくりに関連する物件に関しては、明確な基準を定めた上で、随意契約によるものとしていく必要がある。</p>
根拠法令等	<p>会計法 第29条の3 4項 予算決算及び会計令 第99条 21項 「財務省所管一般会計所属普通財産の管理及び処分を行う場合において指名競争に付し又は随意契約によることについての財務大臣との包括協議について」(2001年10月29日 財理第3660号) 第一(二)(11)</p>
制度の所管官庁及び担当課	<p>財務省理財局国有財産業務課</p>

<p>その他(25)</p>	<p>千葉県立自然公園の特別地域内における 行為許可申請手続きの簡素化【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>千葉県立九十九里自然公園内の特別区域内において重機を搬入するなどの行為を行う場合には県知事の許可を得ることが必要であるが、1年ごとに更新申請が必要となっている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>県道・市道あるいは両総用水の申請と同様に5年ごとの更新申請を可能とすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>排水管理のように設備がある限り定期的に作業が必要な場合であっても、毎年同じ煩雑な手続きを求められている。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>千葉県立自然公園条例 12条 1項、5項 千葉県立自然公園条例施行規則 16条 1項、2項</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>千葉県長生地域整備センター管理課</p>

その他(26)	IPマルチキャスト放送の著作権法上の位置付けの明確化【新規】
規制の現状	<p>電気通信役務利用放送法により、通信回線を用いた放送が事業として認められ、いわゆるIPマルチキャスト放送は、通信回線を用いた「放送」サービスと位置づけられている。他方、有線電気通信設備を用いた送信が著作権法上の有線放送と解されるには、①有線電気通信設備により受信者に対し一斉に送信が行われること、②送信された番組を受信者が実際に視聴しているかどうかにかかわらず、受信者の受信装置まで常時、当該番組が届いていることが必要であると考えられている。この点、電気通信役務放送利用放送事業者が行ういわゆるIPマルチキャスト放送は、その実態として、利用者の求めに応じて初めて当該利用者に送信されることから、当時の立法趣旨等に照らし、有線放送には当たらないとの解釈があるものの、制度上の取り扱いが明確化されていない。</p>
要望内容	<p>電気通信役務利用放送事業者が行うIPマルチキャスト放送の位置付けを早期に明確化すべきである。IPマルチキャストの事業としては、地上波とBS放送の同時再送信のみならず、制度上は自主放送と扱われる多チャンネル放送の同時送信や自主制作番組等の送信も挙げて議論すべきである。</p>
要望理由	<p>IPマルチキャスト放送は、通信回線を用いて大量の情報を安全に送信することを可能とし、有線テレビジョン放送とほぼ同様の内容のサービスを提供できる。特に2011年7月には地上アナログ放送が停波し、全面的にデジタル放送に移行することとされており、2005年7月の総務省情報通信審議会の第2次中間答申では、難視聴地域の伝送路として、ケーブルテレビに加えIPマルチキャスト技術による地上波デジタル放送の再送信を有効な手段として挙げている。また、本年6月に公表された「知的財産推進計画2006」においても、IPマルチキャスト放送の著作権法上の取り扱いを早期に明確化し、2006年度中のできだけ早い国会に、著作権法等の改正案を提出する予定としている。</p> <p>IPマルチキャスト放送は、通信回線を用いた「放送」サービスであるが、著作権法上の位置付けが明確でないことから「自動公衆送信」と解釈される。そのため、番組の「放送」に当たっては権利者の許諾を求める範囲が「有線放送」に比べ広がることから権利処理が複雑になり、事実上、地上放送の同時再送信が実現できない。電気通信役務利用放送のうち、衛星放送と有線テレビジョン放送については「有線放送」とすることで運用上、特に問題は生じていない。</p> <p>IPマルチキャスト放送は、通信・放送の融合による多様なサービスの提供、デジタルデバインド是正、地上デジタル放送の整備において重要な役割を担うものであり、技術中立性、他の電気通信役務利用放送との公正な競争条件確保の観点から、同放送の著作権法上の位置付けを早期に明確化すべきである。</p>
根拠法令等	<p>有線テレビジョン放送法 電気通信役務利用放送法 著作権法</p>
制度の所管官庁及び担当課	<p>文化庁著作権課 総務省情報通信政策局地域放送課コンテンツ流通室、総合通信局放送部有線放送課</p>